グループホームここから吉田本町

公表情報

１．外部評価

２．処遇改善計画 2023

１．外部評価

（別紙4）　令和　4　年度

1 自己評価及び外部評価結果

【事業所概要（事業所記入）】（2ユニット共通／花・木）

事業所番号	2795000054		
法人名	株式会社カームネスライフ		
事業所名	グループホームここから吉田本町		
所在地	東大阪市吉田本町2－2－12		
自己評価作成日	令和4年5月11日	評価結果市町村受理日	

※事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。（↓このURLをクリック）

基本情報リンク先	

【評価機関概要（評価機関記入）】

評価機関名	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ　ナルク福祉調査センター
所在地	大阪市中央区常盤町2－1－8　FGビル大阪　4階
訪問調査日	令和4年5月23日

【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点（事業所記入）】

ご入居者の方が安心して楽しく過ごして頂けるように職員は日々の関り・気付きを大切に支援に努めています。

【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点（評価機関記入）】

法人の理念に加えて、事業所独自の理念「地域に根差し、地域と共に互いに支える生活を提供していきます」を作り上げている。それを事務所のタイムレコーダーのそばに掲示し出退時等、折に触れ確認して実践に繋げるようにしている。運営推進会議は利用者家族、地域包括支援センター職員、自治会長、婦人部長、事業所職員等が参加して2ヶ月に一度行っている。一人ひとりの利用者とは、日々の関わりの中から思いや暮らし方の希望を聞き出している。意思疎通の困難な利用者には生活歴を参考にしながら、日頃のかかわりの中から利用者の表情、笑顔が観られた時などを見て、思いや暮らし方の把握に努めている。若い溌溂とした技能実習生がいる。もうすぐ3年になるが、特定技能実習生として更に上を目指し、技能を磨いて行くという。

Ⅴ．サービスの成果に関する項目（アウトカム項目）　※項目No.1～55で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します

	項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印	
56	職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる（参考項目：23,24,25）		1. ほぼ全ての利用者の
		○	2. 利用者の2/3くらいの
			3. 利用者の1/3くらいの
			4. ほとんど掴んでいない
57	利用者と職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある（参考項目：18,38）		1. 毎日ある
		○	2. 数日に1回程度ある
			3. たまにある
			4. ほとんどない
58	利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている（参考項目：38）		1. ほぼ全ての利用者が
		○	2. 利用者の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが
			4. ほとんどいない
59	利用者は、職員が支援することで生き生きした表情や姿がみられている（参考項目：36,37）		1. ほぼ全ての利用者が
		○	2. 利用者の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが
			4. ほとんどいない
60	利用者は、戸外の行きたいところへ出かけている（参考項目：49）		1. ほぼ全ての利用者が
			2. 利用者の2/3くらいが
		○	3. 利用者の1/3くらいが
			4. ほとんどいない
61	利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている（参考項目：30,31）		1. ほぼ全ての利用者が
		○	2. 利用者の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが
			4. ほとんどいない
62	利用者は、その時々の状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らせている（参考項目：28）		1. ほぼ全ての利用者が
		○	2. 利用者の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが
			4. ほとんどいない

	項目	取り組みの成果 ↓該当するものに○印	
63	職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができている（参考項目：9,10,19）		1. ほぼ全ての家族と
			2. 家族の2/3くらいと
		○	3. 家族の1/3くらいと
			4. ほとんどできていない
64	通いの場やグループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている（参考項目：2,20）		1. ほぼ毎日のように
			2. 数日に1回程度
		○	3. たまに
			4. ほとんどない
65	運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが拡がったり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている（参考項目：4）		1. 大いに増えている
			2. 少しずつ増えている
		○	3. あまり増えていない
			4. 全くいない
66	職員は、活き活きと働けている（参考項目：11,12）		1. ほぼ全ての職員が
		○	2. 職員の2/3くらいが
			3. 職員の1/3くらいが
			4. ほとんどいない
67	職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う		1. ほぼ全ての利用者が
		○	2. 利用者の2/3くらいが
			3. 利用者の1/3くらいが
			4. ほとんどいない
68	職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う		1. ほぼ全ての家族等が
		○	2. 家族等の2/3くらいが
			3. 家族等の1/3くらいが
			4. ほとんどできていない

自己評価および外部評価結果

〔セル内の改行は、(Altキー)＋(Enterキー)です。〕

自己	外部	項　目	自己評価 実践状況	外部評価 実践状況	外部評価 次のステップに向けて期待したい内容
Ⅰ.理念に基づく運営					
1	(1)	○理念の共有と実践 地域密着型サービスの意義をふまえた事業所理念をつくり、管理者と職員は、その理念を共有して実践につなげている	地域における家庭的な環境とケアサービスの提供、地域からの信頼を構築していくことを方針にし事業所に掲示している。	法人理念の他に、事業所独自の理念「地域に根差し、地域と共に互いに支える生活を提供していきます」を作り、事務所のタイムレコーダーのそばに掲示している。管理者、職員は、出退時等に折に触れ確認して実践に繋げるようにしている。事業所の理念は、利用者家族等とも共有ができるようリビングルームにも掲示を計画している。	
2	(2)	○事業所と地域とのつきあい 利用者が地域とつながりながら暮らし続けられるよう、事業所自体が地域の一員として日常的に交流している	自治会へ加入。自治会の方に運営推進会議にご参加いただき地域と交流が図れるように努めている	コロナ渦以前は夏祭りや秋祭りなど自治会の行事に参加したり、散歩時に近隣に住む住民等と挨拶を交わしていた。また、事業所でもオレンジカフェとして地域に開放していた。現在は、すべて自粛しているが、早急の再開に努めている。	
3		○事業所の力を活かした地域貢献 事業所は、実践を通じて積み上げている認知症の人の理解や支援の方法を、地域の人々に向けて活かしている	コロナ禍の為、外部の方に参加はしてもらえないが、毎月、カフェを開催。カフェを通じて認知症の方への理解を深めてもらえるように。交流の場が設けられるように努めている		
4	(3)	○運営推進会議を活かした取り組み 運営推進会議では、利用者やサービスの実際、評価への取り組み状況等について報告や話し合いを行い、そこでの意見をサービス向上に活かしている	コロナ渦で開催が出来ていないが書面で施設内の状況・取り組みを説明報告している。	会議は利用者家族、地域包括職員、自治会長、婦人部長、事業所職員等が参加して2ヶ月に一度行っている。現在は、コロナ禍のため、殆どが書面開催で実開催は一度しかない。事故報告、研修内容、利用者等の苦情報告等があり参加者の意見を求め、これからのサービスに活かしている。今後、利用者や知見者の参加も検討している。	
5	(4)	○市町村との連携 市町村担当者と日頃から連絡を密に取り、事業所の実情やケアサービスの取り組みを積極的に伝えながら、協力関係を築くように取り組んでいる	市の事業所連絡会や研修に参加し協力関係が築けるように取り組んでいる。コロナ禍の為、現在は中止しているが介護相談員の方にも毎月、来館してもらえるように取り組んでいる。	コロナ禍以前は事業所連絡会が定期的に行われ参加していたが、現在は中断している。市役所福祉部、生活支援部等担当窓口へは、都度訪問や電話などで、連絡を密に取り合っている。コロナ禍以前は、市の介護相談員の訪問もあり、色々な感想も得るなどして協力関係を築いている。	

自己	外部	項　目	自己評価 実践状況	外部評価 実践状況	外部評価 次のステップに向けて期待したい内容
6	(5)	○身体拘束をしないケアの実践 代表者および全ての職員が「介指定基準における禁止の対象となる具体的な行為」を正しく理解しており、玄関の施錠を含めて身体拘束をしないケアに取り組んでいる	身体だけではなく言葉の拘束がないかスタッフ間で話し合いを行っている。	身体拘束等適正化委員会を3ヶ月に1度、委員会の構成員を定め定期的に開催している。また、適正化のための指針は法人で作成し、職員が理解し易いように基本方針、やむを得ず拘束する場合の対応等を解説している。研修会は年に2度以上スタッフ会議の中で、スピーチロックを中心に管理者がかみ砕いて丁寧に指導している。	
7		○虐待の防止の徹底 管理者や職員は、高齢者虐待防止関連法について学ぶ機会を持ち、利用者の自宅や事業所内での虐待が見過ごされることがないよう注意を払い、防止に努めている	研修を行い、日々の業務で虐待に繋がらないように支援を行っている		
8		○権利擁護に関する制度の理解と活用 管理者や職員は、日常生活自立支援事業や成年後見制度について学ぶ機会を持ち、個々の必要性を関係者と話し合い、それらを活用できるよう支援している	研修を行っている		
9		○契約に関する説明と納得 契約の締結、解約又は改定等の際は、利用者や家族等の不安や疑問点を尋ね、十分な説明を行い理解・納得を図っている	改定毎に資料を送付し、ご入居時には十分に説明を行い、ご理解・納得がいただけるようように努めている。		
10	(6)	○運営に関する利用者、家族等意見の反映 利用者や家族等が意見、要望を管理者や職員ならびに外部者へ表せる機会を設け、それらを運営に反映させている	面会時には気軽にお声をかけていただけるように雰囲気づくりに努め、ご家族の方からご意見を頂いた時には朝礼や会議でカンファレンスを行い運営に反映が出来るように努めている。	利用者とは日ごろの会話の中で、家族等とは意見箱を設置するほか、電話やメール、利用者との面会時を利用して表す機会を設けている。「職員の挨拶がない」とか「対応が悪い」の意見が出るが、即座に会議を開き利用者や家族への対応について、話し合いを行い運営に反映させるようにしている。	

自己	外部	項　目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
11	(7)	○運営に関する職員意見の反映 代表者や管理者は、運営に関する職員の意見や提案を聞く機会を設け、反映させている	代表は週1回の会議の場で意見を聞く場を設けている。(現在はオンラインでの開催)管理者としては日々の中で職員からの声が聞けるように努めている。	管理者は、日常の業務の中で意見や要望を聞く機会を持っている。入浴介助について、車椅子対応などがある。介護技術のスキルアップを要望してくる職員もいる。本部の代表とは週に一度ズーム会議を行っていて、職員の意見を反映させている。	
12		○就業環境の整備 代表者は、管理者や職員個々の努力や実績、勤務状況を把握し、給与水準、労働時間、やりがいなど、各自が向上心を持って働けるよう職場環境・条件の整備に努めている	職員、一人ひとりの勤務形態に柔軟に対応が出来るように努めている。		
13		○職員を育てる取り組み 代表者は、管理者や職員一人ひとりのケアの実際と力量を把握し、法人内外の研修を受ける機会の確保や、働きながらトレーニングしていくことを進めている	毎月の研修。外部への研修はコロナ禍の為、控えているが機会があれば参加が出来るように配慮をしている。		
14		○同業者との交流を通じた向上 代表者は、管理者や職員が同業者と交流する機会を作り、ネットワークづくりや勉強会、相互訪問等の活動を通じて、サービスの質を向上させていく取り組みをしている	東大阪市の事業所連絡会に入会し、定期的に勉強会に参加している		
Ⅱ.安心と信頼に向けた関係づくりと支援					
15		○初期に築く本人との信頼関係 サービスを導入する段階で、本人が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、本人の安心を確保するための関係づくりに努めている	ご入居前の相談時・面接時にご本人・ご家族からお話を聞き、安心・信頼していただけるように関係づくりに努めている		

自己	外部	項　目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
16		○初期に築く家族等との信頼関係 サービスを導入する段階で、家族等が困っていること、不安なこと、要望等に耳を傾けながら、関係づくりに努めている	ご入居前の相談時・面接時にご本人・ご家族からお話を聞き、安心・信頼していただけるように関係づくりに努めている		
17		○初期対応の見極めと支援 サービスを導入する段階で、本人と家族等が「その時」まず必要としている支援を見極め、他のサービス利用も含めた対応に努めている	事業所内で行える体験入居の説明。また必要に応じて他の介護サービスの案内を行っている		
18		○本人と共に過ごし支えあう関係 職員は、本人を介護される一方の立場におかず、暮らしを共にする者同士の関係を築いている	理念にも掲げている。ともに生活者として支援が出来るように日々のコミュニケーションや一緒に洗濯たたみなどを行い関係を築けるように努めている。		
19		○本人を共に支えあう家族との関係 職員は、家族を支援される一方の立場におかず、本人と家族の絆を大切にしながら、共に本人を支えていく関係を築いている	コロナ禍の為、玄関での面会や電話でご本人の状況をお伝えし共にご入居者の方の生活が支えられるように努めている。		
20	(8)	○馴染みの人や場との関係継続の支援 本人がこれまで大切にしてきた馴染みの人や場所との関係が途切れないよう、支援に努めている	ご家族の了承を得て面会をご自由にしていただいている。	コロナ禍以前は、今まで関わってきた地域社会との関係を継続して行くため、馴染みの店へ買い物に出掛けたり、馴染みの理・美容院に行くなど、家族の協力を得ながら継続的な交流が出来るよう支援に努めていた。現在は利用者の自宅前まで、車で行ってみたり、馴染みの人に電話するなどして、これまでの関係が途切れないように支援している。	

自己	外部	項　目	自己評価 実践状況	外部評価 実践状況	外部評価 次のステップに向けて期待したい内容
21		○利用者同士の関係の支援 利用者同士の関係を把握し、一人ひとりが孤立せずに利用者同士が関わり合い、支え合えるような支援に努めている	居室での一人の時間・空間も大切にリビングではご入居者の方同士が談笑し関りが持てるように。個々の入居者の方に合わせ配慮し支援に努めている		
22		○関係を断ち切らない取組み サービス利用（契約）が終了しても、これまでの関係性を大切にしながら、必要に応じて本人・家族の経過をフォローし、相談や支援に努めている	退居をされてからもご連絡を頂いた場合は相談や支援に努めている		
Ⅲ．その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント					
23	(9)	○思いや意向の把握 一人ひとりの思いや暮らし方の希望、意向の把握に努めている。困難な場合は、本人本位に検討している	職員、一人ひとりが日々の関りの中で言葉や表情から思いを汲み取り把握に努めている	一人ひとりの利用者とは、日々の関わりの中から思いや暮らし方の希望を聞き出している。意思疎通の困難な利用者には生活歴を参考にしながら、日頃のかかわりの中から利用者の表情、笑顔が観られた時などを見て、思いや暮らし方の把握に努めている。	
24		○これまでの暮らしの把握 一人ひとりの生活歴や馴染みの暮らし方、生活環境、これまでのサービス利用の経過等の把握に努めている	面接時やご家族からのお聞きしたお話を通して把握できるように努めている		
25		○暮らしの現状の把握 一人ひとりの一日の過ごし方、心身状態、有する力等の現状の把握に努めている	日々の生活を通して、心身の小さな変化にも気づけるように気付いた事を共有できるように細かな話し合いを行い努めている		

自己	外部	項　目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
26	(10)	○チームでつくる介護計画とモニタリング 本人がより良く暮らすための課題とケアのあり方について、本人、家族、必要な関係者と話し合い、それぞれの意見やアイディアを反映し、現状に即した介護計画を作成している	サービス担当者会議や日常の生活から見出した情報と職員全員の意見から介護計画をたてている	介護計画の期間は長期計画を6ケ月、短期計画を3ヶ月としている。日々の支援経過や、月々のモニタリングにより実施状況をチェックし、利用者や家族の要望を取り入れたり、変化が起きた時にはその都度、臨機応変に介護計画の見直しを行い、家族の同意を得る様にしている。	
27		○個別の記録と実践への反映 日々の様子やケアの実践・結果、気づきや工夫を個別記録に記入し、職員間で情報を共有しながら実践や介護計画の見直しに活かしている	申し送りや日々の変化を把握し日常の様子を個別に記録している		
28		○一人ひとりを支えるための事業所の多機能化 本人や家族の状況、その時々に生まれるニーズに対応して、既存のサービスに捉われない、柔軟な支援やサービスの多機能化に取り組んでいる	ご本人の心身の状況に応じて、適した方法を選択している		
29		○地域資源との協働 一人ひとりの暮らしを支えている地域資源を把握し、本人が心身の力を発揮しながら安全で豊かな暮らしを楽しむことができるよう支援している	地域の行事参加している。また、散歩やお花見・遠足などで地域の方と交流が図れるように努めている		
30	(11)	○かかりつけ医の受診支援 受診は、本人及び家族等の希望を大切にし、納得が得られたかかりつけ医と事業所の関係を築きながら、適切な医療を受けられるように支援している	今までのかかりつけ医や提携病院等ご希望に応じて対応を行っている	入居時に、利用者・家族と話し合い決めている。1名以外は契約医師を主治医として、月2回の訪問診療を受け、歯科も毎週希望者のみ訪問診療を受けている。心療内科の受診も月1回受けている利用者や、週4回マッサージを受けている利用者など適切に医療の支援をしている。看護師は週1回訪問し健康観察を行ない24時間医療連携体制がとられている。	

自己	外部	項　目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
31		○看護職との協働 介護職は、日常の関わりの中でとらえた情報や気づきを、職場内の看護職や訪問看護師等に伝えて相談し、個々の利用者が適切な受診や看護を受けられるように支援している	月4回の訪問看護時や電話で報告・相談を行っている。随時、適切な医療が受けられるように努めている		
32		○入退院時の医療機関との協働 利用者が入院した際、安心して治療できるように、又、できるだけ早期に退院できるように、病院関係者との情報交換や相談に努めている。あるいは、そうした場合に備えて病院関係者との関係づくりを行っている	入院時・入院中はご家族と共に病状説明を聞き、早期に退院が出来るように話し合いを行っている		
33	(12)	○重度化や終末期に向けた方針の共有と支援 重度化した場合や終末期のあり方について、早い段階から本人・家族等と話し合いを行い、事業所でできることを十分に説明しながら方針を共有し、地域の関係者と共にチームで支援に取り組んでいる	入居時には説明を行い、意向の確認を行っている。重度化されたとき看取りを希望されたときには主治医とご家族と話し合いを行い支援に取り組んでいる	契約時に「重度化した場合における対応及び看取りに関する指針」で説明して意向を確認し書類を作成している。利用者の状態に変化があれば主治医より家族に説明して話し合い、同意書を交わし関係者と連携して支援に取り組んでいる。職員は年1回看取りの研修を受け、看取りの経験もしており、看取り後のカンファレンスも行なわれている。	
34		○急変や事故発生時の備え 利用者の急変や事故発生時に備えて、全ての職員は応急手当や初期対応の訓練を定期的に行い、実践力を身に付けている	応急処置の研修を行っている。		
35	(13)	○災害対策 火災や地震、水害等の災害時に、昼夜を問わず利用者が避難できる方法を全職員が身につけるとともに、地域との協力体制を築いている	定期的な消防訓練を実施している	災害訓練は年2回（4月・10月）に予定しており4月は通報訓練を実施し10月は消防署の立会を依頼して訓練を実施する予定でいる。連絡網・避難所の確認をしており災害時近隣在住職員には参集の確認をしている。水・アルファー米・ランタン・電池の非常物品等の用意をしている。	年2回の訓練を予定しているが災害時に近隣住民の協力を得られる様、運営推進会議で自治会長や婦人部長などに訓練参加を呼び掛け、地域住民の協力を得られるよう協力体制の構築を期待する。

自己	外部	項　目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
Ⅳ. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援					
36	(14)	○一人ひとりの尊重とプライバシーの確保 一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねない言葉かけや対応をしている	個々の入居者の方に応じた言葉で声かけを行うように配慮をしている	年間研修計画の中で倫理・法令・接遇・理念・プライバシー等を学び、認知症を理解して利用者の人格を尊重した支援に努めている。言葉遣いなどが不適切な場合は、随時対応を話し合い会議でも取り上げている。排泄時の声掛け・入室時は声掛けと、ノックをして入室している。個人情報の書類は、事務所の施錠できる書棚に保管している。	
37		○利用者の希望の表出や自己決定の支援 日常生活の中で本人が思いや希望を表したり、自己決定できるように働きかけている	日常生活の中でご本人の意見を聞きだせるように関りを持つように心がけている		
38		○日々のその人らしい暮らし 職員側の決まりや都合を優先するのではなく、一人ひとりのペースを大切にし、その日をどのように過ごしたいか、希望にそって支援している	ご本人のペースに合わせて食事や就寝時間など希望に沿って支援が出来るように心がけている		
39		○身だしなみやおしゃれの支援 その人らしい身だしなみやおしゃれができるように支援している	訪問理美容やご本人の意向を大切にし好みを聞き出したりと支援が出来るように努めている		
40	(15)	○食事を楽しむことのできる支援 食事が楽しみなものになるよう、一人ひとりの好みや力を活かしながら、利用者と職員が一緒に準備や食事、片付けをしている	同じテーブルで食べ和やかな雰囲気で食事が出来るように努めている	食材業者より材料を購入し、担当職員が昼食・夕食を調理し、朝食は夜勤者が作り提供している。職員も同じものを利用者と一緒に味わっている。季節の料理を取り入れたり、たこ焼き・お好み焼き・バーベキュー・流しソーメンなど利用者参加の楽しい企画をしている。利用者と会話の中で食べたいものを聞いたり入居時に嗜好を聞いてメニューに取り入れている	

自己	外部	項　目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
41		○栄養摂取や水分確保の支援 食べる量や栄養バランス、水分量が一日を通じて確保できるよう、一人ひとりの状態や力、習慣に応じた支援をしている	一人ひとりに合わせた食事形態にする。水分不足にならないよう把握し声掛けで促し援助している		
42		○口腔内の清潔保持 口の中の汚れや臭いが生じないよう、毎食後、一人ひとりの口腔状態や本人の力に応じた口腔ケアをしている	毎食後の口腔ケア、うがいと、定期的な義歯洗浄を実施している。必要な方は歯科往診を受けている。		
43	(16)	○排泄の自立支援 排泄の失敗やおむつの使用を減らし、一人ひとりの力や排泄のパターン、習慣を活かして、トイレでの排泄や排泄の自立にむけた支援を行っている	排泄パターンにあわせて声かけや誘導を行っている。	布パンツの利用者は半数で、殆どの利用者は声掛け誘導をしてトイレで排泄をしている。タブレットに排泄状況を記入し、排泄パターンを把握して支援している。夜間はオムツ利用者は1名で、ポータブルを使っている利用者も数人いる。定時の声掛けやセンサーを利用するなどして、安眠を妨げないようにその人にあった排泄の支援をしている。	
44		○便秘の予防と対応 便秘の原因や及ぼす影響を理解し、飲食物の工夫や運動への働きかけ等、個々に応じた予防に取り組んでいる	一日の水分摂取量を把握し足りない方などはお好みの飲み物を提供しまた、ラジオ体操等運動ができる機会を設けている。チェック表により排泄状態の確認をしている。		
45	(17)	○入浴を楽しむことができる支援 一人ひとりの希望やタイミングに合わせて入浴を楽しめるように、職員の都合で曜日や時間帯を決めてしまわずに、個々にそった支援をしている	基本的な回数は設定しているが、御本人の気分や状態に合わせてすすめている。	入浴は週3回利用者の様子を見て支援をしている。入浴を拒否する利用者には、時間や職員を代えて無理強いしないで柔軟に対応して清潔保持に努めている。同性介助を基本として、歌を歌ったりBGMをかけて職員と1対1で寛いで入浴くできるよう支援をしている。シャワー浴や2人介助の利用者もいる。	

自己	外部	項　目	自己評価	外部評価	
			実践状況	実践状況	次のステップに向けて期待したい内容
46		○安眠や休息の支援 一人ひとりの生活習慣やその時々の状況に応じて、休息したり、安心して気持ちよく眠れるよう支援している	一人ひとりが好きな時間に寝て動けるよう配慮している。夜間眠れるように昼間の活動時間を考慮することもある。消灯・起床時間は決めずにそれぞれの時間で過ごしていただく。		
47		○服薬支援 一人ひとりが使用している薬の目的や副作用、用法や用量について理解しており、服薬の支援と症状の変化の確認に努めている	薬の説明書がいつでも見れるようにファイルをし確認が出来るように努めている		
48		○役割、楽しみごとの支援 張り合いや喜びのある日々を過ごせるように、一人ひとりの生活歴や力を活かした役割、嗜好品、楽しみごと、気分転換等の支援をしている	一人ひとりが得意な掃除や食器洗いなどの家事の役割が決まっていたり、好きな遊びを楽しめるよう支援している。		
49	(18)	○日常的な外出支援 一人ひとりのその日の希望にそって、戸外に出かけられるよう支援に努めている。又、普段は行けないような場所でも、本人の希望を把握し、家族や地域の人々と協力しながら出かけられるように支援している	コロナ禍の為、行えていない。	玄関先に出て外気に触れたり、ベランダのプランターの花に水をかけたり、洗濯を干したりして外気に触れる機会を作っている。CDをかけて音楽を聞いたり体操をしてコロナ禍で外出出来ない五感の刺激になるような工夫をしている。コロナ収束後は、個別支援で利用者の行きたいところへ行ける支援をしたいとしている。	
50		○お金の所持や使うことの支援 職員は、本人がお金を持つことの大切さを理解しており、一人ひとりの希望や力に応じて、お金を所持したり使えるように支援している	基本的にお金の預かりはないが、自分で支払いたい方には配慮している。		

自己	外部	項　目	自己評価 実践状況	外部評価 実践状況	外部評価 次のステップに向けて期待したい内容
51		○電話や手紙の支援 家族や大切な人に本人自らが電話をしたり、手紙のやり取りができるように支援をしている	希望のある方は手紙が出せるよう支援し、電話もご家族と相談の上使っていただいている。		
52	(19)	○居心地のよい共用空間づくり 共用の空間（玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等）が、利用者にとって不快や混乱をまねくような刺激（音、光、色、広さ、温度など）がないように配慮し、生活感や季節感を採り入れて、居心地よく過ごせるような工夫をしている	ゆったりとした広さと柔かい照明でくつろげる雰囲気をつくり、季節が感じられる壁画や日本の昔ながらの行事の貼り絵等を貼り出して楽しんで頂いている	リビングルームは、両側が窓になって明るく広くゆったりしている。斜めになった高い天井の雰囲気が良い。壁に折り紙でこいのぼりや花を折り、季節の飾り付けをしている。今年初めに利用者の自筆の「幸せになりますように・元気になりますように」と書いた干支の作品がある。机を置きソファーで寛ぐ場所があり、換気に気を付け職員が清掃して清潔にしている。	
53		○共用空間における一人ひとりの居場所づくり 共用空間の中で、独りになれたり、気の合った利用者同士で思い思いに過ごせるような居場所の工夫をしている	グループや一人で過ごす場所がほぼ決まっており、御本人が居たい場所で過ごしていただいている。		
54	(20)	○居心地よく過ごせる居室の配慮 居室あるいは泊まりの部屋は、本人や家族と相談しながら、使い慣れたものや好みのものを活かして、本人が居心地よく過ごせるような工夫をしている	荷物の制限はなく御本人の希望に応じて家具などを置かれている。	居室入り口の表札は花や木の名前で分かりやすくしている。広い居室にはクローゼット・洗面台が設置していて、利用者はテレビ・箪笥・冷蔵庫・机・椅子等を持ち込でいる。自筆の習字やペットのパネルなどを飾り化粧品を置いてその人らしい部屋作りをして居心地よくしている。新聞紙で折ったゴミ袋を袋一杯作り部屋に置いている利用者もいる。	
55		○一人ひとりの力を活かした安全な環境づくり 建物内部は一人ひとりの「できること」「わかること」を活かして、安全かつできるだけ自立した生活が送れるように工夫している	御本人が出来ることは事故がないよう見守り、自由に生活をしていただく。		

（別紙4（2））

目標達成計画

事業所名グループホームここから吉田本町

作成日：　令和　4年　6月　7日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。
目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】

優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	13	災害時に地域住民の協力が得れる体制になっておらず、訓練時に参加をしてもらっていない	地域住民の協力体制の構築	運営推進会議の時に訓練を行い自治会長・女性部長・ご家族・地域包括の職員の方に参加をしていただけるように声をかける	12ヶ月
2					ヶ月
3					ヶ月
4					ヶ月
5					ヶ月

注）項目の欄については、自己評価項目のNo.を記入して下さい。項目数が足りない場合は、行を挿入してください。

２．処遇改善計画２０２３

別紙様式２－１

提出先	東大阪市

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書（令和　5　年度）

1　基本情報＜共通＞

フリガナ	カブシキガイシャカームネスライフ			
法人名	株式会社カームネスライフ			
法人所在地	〒 541－0056 大阪市中央区久太郎町1丁目8番9号 船場中央ビル4階			
フリガナ	コニシチカコ			
書類作成担当者	小西智佳子			
連絡先	電話番号	06-6265-1108	E-mail	calmness@cocokaragp.com

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

○	介護職員処遇改善加算 （処遇改善加算）	○	介護職員等特定処遇改善加算 （特定加算）	○	介護職員等ベースアップ等支援加算 （ベースアップ等加算）

2　賃金改善計画について＜共通＞

・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
・ 本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
Ⅰ 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
Ⅱ 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
Ⅲ 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
Ⅳ 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1)加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
①　令和　5　年度の加算の見込額	181,775,352	円
② 賃金改善の見込額 **(①の加算の見込額を上回ること)**	184,935,099	円

(2)加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件Ⅰ		要件Ⅱ		要件Ⅲ	
	処遇改善加算	○	特定加算	○	ベースアップ等加算	○
①　令和　5　年度の加算の見込額	129,385,464 円		25,963,296 円		26,426,592	円
② 賃金改善の見込額 **(①の各加算の見込額を上回ること)**	(a) 131,664,692 円		(b) 26,370,411 円		(c) 26,899,996	円

【記入上の注意】
・ (a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
・ (b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
・ (c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
・ (a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✔)により誓約すること。

☑ **処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。** ←○ 要件Ⅳ

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3－1(実績報告書)2(3)を参照すること。
ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	131,664,692 円	○
②賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月～ 令和 6 年 5 月(12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	☑ 基本給 ☐ 手当(新設) ☑ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 ☐ その他( )	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し ☐ その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。	
	・各施設ごとに時給単価(別紙時給単価表)を定め処遇改善給とし基本給の一部として支給する。支給方法は時給の職員は毎月支給し、月給者は毎月又は年2回支給のどちらかで支給する。年2回で支給する者は、6月と1月を支給月とする。 ・賃金改善期間最終月(5月)に増減調整を行う。 ・職責等に応じて等級手当等を支給する。 ・昇給額として支給する。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期) 令和 2 年 6 月 (☑ 実施済 ☐ 予定)	

(2)キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(✔)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所のみの場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」 ☑ 該当 ○

イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。 加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」 ☑ 該当 ○

イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。			
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✔)した上で、具体的な内容を記載)	☑	①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること
				事業所ごとに研修計画を作成する。人事考課による評価制度。
		☑	②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること
				介護福祉士資格取得費用 実務者研修費用及び国家試験介護福祉士の受験費用を全部または一部会社が負担する
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。			

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。 加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ☑ 該当 ○

イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。			
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✔)すること。)	☑	①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
		☑	②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
		☑	③	一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。			

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1)特定加算のグループごとの配分要件

・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。

Ⅴ 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)

Ⅵ 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≧2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(カ)に記入)

Ⅶ 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと

Ⅷ (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)		26,370,411 円						
②特定加算による平均賃金改善額		経験・技能のある介護職員(A)		他の介護職員(B)		その他の職種(C)		
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✔)すること		☑		☑		□	○	
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)		20.0	人	502.0	人		人	要件Ⅴ
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率		95.0	:	5.0	:		○	要件Ⅵ
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)		47,339 円		2,492 円		0 円		
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)		(11,361,402 円)		(15,009,009 円)		(0 円)		
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) **※B≧2Cを満たさない場合のみ記入**					円		円	
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)					円	←		要件Ⅶ
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数				23	人	←	○	要件Ⅷ
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複除く)				23	か所	←		
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由								
	□ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。							
	□ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。							
	□ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。							
	□ その他( )							

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 7 月 ～ 令和 6 年 6 月(12 か月)	○
経験・技能のある介護職員(A)の考え方	賃金改善方法は毎月賃金及び賞与にて行う。賞与は1月と6月に行う。❶A-1の者は、介護福祉士取得者、当法人入職10年以上、常勤、人事考課3等級以上で、平均約372,717円の改善額(年収440万円又は月額8万円の改善額対象者)。❶A-2は、介護福祉士取得者、当法人入職9年、常勤、人事考課3等級以上の者で、平均約281,738円の改善額。❶の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、当法人入職9年以上、常勤者、人事考課3等級以上の方を対象とします。ただし、勤続年数の違いによる、経験・技能に差がある為、支給額(上記A-1.2)に差をつける。	
	(4(1)②で(A)にチェック(✔)がない場合その理由)	
賃金改善を行う給与の種類	☑ 基本給 □ 手当(新設) ☑ 手当(既存の増額) ☑ 賞与 □ その他 ( )	
	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) □ 就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し □ その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。	

具体的な取組内容	賃金規定にて 介護福祉士、常勤者、3等級以上 入職から10年以上既存の年収に対し年収440万円又は96万円のどちらか低い額(賞与額含む) 入職から9年以上既存の年収に対し年収400万円又は56万円のどちらか低い額(賞与額含む)
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 2 年 7 月 (☑ 実施済 ☐ 予定)

(3)見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✔)すること。 ○

ホームページへの掲載	☐ 「介護サービス情報公表システム」への掲載
	☑ 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	☐ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
	☐ その他 ( )

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

Ⅸ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(②ⅰ・ⅱの合計)		26,899,996 円			
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)					
介護職員	ⅰ)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	25,473,628	円		
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	17,626,343 (1,468,862 円)	円	(69.19) % ← ○	要件Ⅸ
その他の職種	ⅱ)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	1,426,368	円		
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	1,240,320 (103,360 円)	円	(86.96) % ← ○	

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ～ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	○
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	☑ 基本給 ☐ 決まって毎月支払われる手当(新設) ☐ 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	上記以外(必ず選択)	☐ 手当(新設) ☑ 手当(既存の増額) ☐ 賞与 ☐ その他 ( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☑ 賃金規程の見直し ☐ その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。	
	処遇改善給2とし、基本給の一部として時給換算10～38円を支払う。 経験年数、勤務条件等により単価は異なる。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期) 令和 4 年 3 月 (☑ 実施済 ☐ 予定)	

6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	☐ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☑ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	☐ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☐ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	☑ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	☑ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	☐ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	☑ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	☑ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	☐ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	☐ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☑ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	☐ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	☐ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	☐ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☑ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	☑ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	☐ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

7 要件を満たすことの確認・証明＜共通＞

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

確認項目	証明する資料の例
☑ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
☑ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
☑ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
☑ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。(※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
☑ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	―
☑ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☑ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　5　年　4　月　12　日　　法人名　株式会社カームネスライフ

代表者　職名 代表取締役　　氏名 鉄村英樹

（確認用） 提出前のチェックリスト

・ 以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について＜共通＞		
(2)	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	○
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	○

3 処遇改善加算の要件について		
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
(2)	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	○
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること 具体的な取組内容が記入・選択されていること	○
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること 具体的な仕組みの内容が選択されていること	○

4 特定加算の要件について		
(1)	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A＞B)を満たしていること	○
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≧2C)を満たしていること	
	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	○
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	○
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	○

5 ベースアップ等加算の要件について		
(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	○
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	○

6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞		
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること 特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	○

7 要件を満たすことの確認・証明＜共通＞		
	必要な項目が全て選択されていること	○

別紙様式２－２ 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表）

法人名	株式会社カームネスライフ

処遇改善加算額（見込額）の合計[円]（別紙様式2-1 2(2)①に転記）	129,385,464

	介護保険事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	処遇改善加算 新規・継続の別	算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d)	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)
1	2779101803	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	645,588	10.72	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	9,218,340
2	2793100054	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから新森公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	424,689	10.72	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,064,080
3	2799100066	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島Ⅱ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	451,658	10.72	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,449,232
4	2792200111	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	451,178	10.72	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,442,416
5	2793000163	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	678,080	10.72	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	9,682,344
6	2793000171	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	346,619	10.88	継続	加算Ⅰ	10.2%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	4,615,944
7	2793000205	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから西淡路	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	675,959	10.72	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	9,651,984
8	2770109128	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから百舌鳥西之町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	437,898	10.45	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,095,316
9	2796500011	堺市・松原市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぽぽ村	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	425,339	10.45	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	5,920,500
10	2796000053	堺市	大阪府	堺市	グループホームこころとからだ東湊	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	435,614	10.45	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,063,456
11	2770302038	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから高宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	426,180	10.54	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	5,983,260
12	2790300079	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから木田元宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	458,823	10.54	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,441,492
13	2790300301	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから木田元宮デイサービス	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.66	継続	加算Ⅰ	10.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	0
14	2790300061	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	小規模多機能型居宅介護ここから木田元宮	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	370,361	10.66	継続	加算Ⅰ	10.2%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	4,832,424
15	2794200200	茨木市	大阪府	茨木市	グループホームここからさくら苑南茨木	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	469,167	10.45	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,530,580
16	2791600154	吹田市	大阪府	吹田市	グループホームここから南千里	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	428,925	10.54	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,021,828
17	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	437,934	10.54	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	6,148,308
18	2794000774	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園デイサービス	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.66	継続	加算Ⅰ	10.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	0

	介護保険事業所番号	指定権者名			事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	処遇改善加算				
			都道府県	市区町村					新規・継続の別	算定する処遇改善加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d)	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)
19	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから大枝公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	444,589	10.68	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	6,324,564
20	2795000054	東大阪市	大阪府	東大阪市	グループホームここから吉田本町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	429,288	10.45	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	5,975,424
21	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから柏原	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	436,671	10.27	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	5,973,564
22	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから尼崎小田	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	355,652	10.45	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,950,408
23	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから尼崎小田	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.55	継続	加算Ⅰ	10.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0

別紙様式2－3　介護職員等特定処遇改善加算（施設・事業所別個表）

法人名	株式会社カームネスライフ

特定加算（見込額）の合計[円]（別紙様式2-1 2(2)①に転記）	25,963,296

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	特定加算					
			都道府県	市区町村					新規・継続の別	算定する特定加算の区分	加算率 (e)	介護福祉士配置等要件	算定対象月 (f)	特定加算の見込額[円] (a×b×e×f)
1	2779101803	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	645,586	10.72	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,910,172
2	2793100054	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから新森公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	424,689	10.72	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,256,544
3	2799100066	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島Ⅱ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	451,658	10.72	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,336,308
4	2792200111	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	451,178	10.72	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,334,892
5	2793000163	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	678,080	10.72	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	2,006,268
6	2793000171	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	346,619	10.88	継続	特定加算Ⅱ	1.2%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	542,988
7	2793000205	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから西淡路	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	675,959	10.72	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,999,956
8	2770109128	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから百舌鳥西之町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	437,896	10.45	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,263,024
9	2796500011	堺市・松原市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぽぽ村	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	425,339	10.45	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,226,784
10	2796000053	堺市	大阪府	堺市	グループホームこころとからだ東湊	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	435,614	10.45	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,256,376
11	2770302038	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから高宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	426,180	10.54	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,239,756
12	2790300079	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから木田元宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	458,823	10.54	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,334,736
13	2790300301	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから木田元宮デイサービス	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.66	継続	特定加算Ⅱ	2.4%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	0
14	2790300061	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	小規模多機能型居宅介護ここから木田元宮	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	370,361	10.66	継続	特定加算Ⅱ	1.2%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	568,476
15	2794200200	茨木市	大阪府	茨木市	グループホームここからさくら苑南茨木	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	469,167	10.45	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,353,180
16	2791600154	吹田市	大阪府	吹田市	グループホームここから南千里	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	428,925	10.54	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,247,724
17	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	437,934	10.54	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,273,896
18	2794000774	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園デイサービス	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.66	継続	特定加算Ⅱ	2.4%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	0
19	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから大枝公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	444,589	10.68	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,310,556
20	2795000054	東大阪市	大阪府	東大阪市	グループホームここから吉田本町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	429,288	10.45	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,238,196
21	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから柏原	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	436,671	10.27	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,237,692
22	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから尼崎小田	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	355,652	10.45	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	1,025,772
23	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから尼崎小田	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.55	継続	特定加算Ⅱ	2.4%	-	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月（ 12 ヶ月）	0

別紙様式2－4　介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）

法人名	株式会社カームネスライフ

ベースアップ等加算（見込額）の合計[円]（別紙様式2-1 2(2)①に転記）	26,426,592.000

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	ベースアップ等加算			
			都道府県	市区町村					新規・継続の別	加算率 (l)	算定対象月 (m)	介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額 (a×b×l×m) [円]
1	2779101803	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	645,588	10.72	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,910,172
2	2793100054	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから新森公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	424,689	10.72	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,256,544
3	2799100066	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島Ⅱ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	451,658	10.72	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,336,308
4	2792200111	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	451,178	10.72	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,334,892
5	2793000163	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	678,080	10.72	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,006,268
6	2793000171	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	346,619	10.88	継続	1.7%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	769,380
7	2793000205	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから西淡路	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	675,959	10.72	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,999,956
8	2770109128	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから百舌鳥西之町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	437,898	10.45	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,263,024
9	2796500011	堺市・松原市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぽぽ村	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	425,339	10.45	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,226,784
10	2796000053	堺市	大阪府	堺市	グループホームこころとからだ東湊	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	435,614	10.45	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,256,376
11	2770302038	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから高宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	426,180	10.54	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,239,756
12	2790300079	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから木田元宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	458,823	10.54	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,334,736
13	2790300301	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから木田元宮デイサービス	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.66	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
14	2790300061	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	小規模多機能型居宅介護ここから木田元宮	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	370,361	10.66	継続	1.7%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	805,380
15	2794200200	茨木市	大阪府	茨木市	グループホームここからさくら苑南茨木	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	469,167	10.45	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,353,180
16	2791600154	吹田市	大阪府	吹田市	グループホームここから南千里	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	428,925	10.54	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,247,724
17	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	437,934	10.54	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,273,896
18	2794000774	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから緑地公園デイサービス	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.66	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	ベースアップ等加算			
			都道府県	市区町村					新規・継続の別	加算率 (l)	算定対象月 (m)	介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額 (a×b×l×m) [円]
19	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから大枝公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	444,589	10.68	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,310,556
20	2795000054	東大阪市	大阪府	東大阪市	グループホームここから吉田本町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	429,288	10.45	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,238,196
21	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから柏原	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	436,671	10.27	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,237,692
22	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから尼崎小田	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	355,652	10.45	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,025,772
23	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから尼崎小田	(介護予防)認知症対応型通所介護	0	10.55	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0